

5 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

1 開催日時

平成 27 年 5 月 14 日 (木) 13:30～14:30

2 出席者

委員 永田 政信
松尾 洋子
江口 真由美
野口 哲彦
教育長 溝江 宏俊

事務局 教育次長 山下 健一郎
教育総務課長 西村 隆 教育総務課参事 畑田 憲一
教育総務課参事 松山 敬之 学校教育課長 丹野 平三
学校教育課参事 橋口 智秀 文化振興課長 富浦 保敏
社会教育課長 柳原 寅雄 図書館長 鈴川 章子
こども政策課長 川下 隆治 こども政策課係長 寶藏寺 和彦
教育総務課係長 内野 一嗣

3 議事結果

《議案》

第 27 号議案 大村市民会館条例の廃止について

第 28 号議案 大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例の一部改正について

第 29 号議案 大村市民会館の指定管理者の指定の期間の変更について

第 30 号議案 平成 27 年度大村市一般会計補正予算 (第 1 号) について

第 31 号議案 大村市社会教育委員の委嘱について

《協議・報告事項》

- (1) 教科書採択（日程等）について（学校教育課）
- (2) 中総体・運動会の訪問日程について（学校教育課）

4 議事録

教育長	<p>ただ今から、平成27年5月教育委員会定例会を開催します。</p> <p>本日の会議は、定足数に達しております。</p> <p>まず、議事日程1、会議録の承認についてでございますが、2月、3月分については、このとおり承認することでご異議ありませんでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>4月分は本日配布していますが、制度改正がありまして、今回から詳細に、議事録という形で書くようになっております。次回の定例会議で承認をお願いしたいと思います。</p>
教育長	<p>議事日程2、教育長報告を行います。</p> <p>4月21日火曜日の昼から、長崎県都市教育長会議に参加いたしました。総会の後に意見交換という形で議題を出し合って、話し合いをしました。</p> <p>その1つが土曜授業でございました。必要ないという市、市民音楽祭として授業参観等に利用するやり方、各学校で判断する市等さまざまな取扱いがございました。大村市としては、検討していく方向ということをお話いたしました。</p> <p>第2点目がフッ化物洗口についての議題でございまして、小学校での実施状況は10パーセントから100パーセントまでの開きがございました。課題として、学校現場での希釈をどうするのか、歯科医師会、薬剤師会の対応が市によって違うこと等を話し合いました。本市としては、平成26年度に2小学校、平成27年度に4小学校、残りの9小学校を平成28年度で完了する予定で、中学校については、その後考えていきますということをお話しました。</p> <p>第3点目に就学援助についての議題がございまして、生活保護基準の見直しが平成25年8月から段階的に行われました。準要保護基準ではあふれる者がでてくるということで、それを救うために平成25年8月の基準で救うという形をとっていますと話をしました。他の市は、同様の形をとっているところと、影響する世帯はないという市もございました。</p> <p>4点目が学校司書の状況で、小中学校にどれだけ配置しているのかということの確認と、配置する場合に司書資格が要するのか要らないのか、という議題でございました。</p> <p>以上、簡単ではございますけども、都市教育長会議の報告でございます。</p> <p>何かこれに対して、ご質問等はございませんでしょうか。</p>
松尾委員	土曜授業を大村市として検討するというお話があった

	<p>んですけども、検討する内容は、どういうことでしょうか。</p>
教育長	<p>中身も含めて今後何をやるか、これをやろうということで検討するのではなくて、どんなことをするのか、取っ掛かりを検討するということです。</p>
松尾委員	<p>やるっていうことは、決まっているんですか。</p>
教育長	<p>やるっていうことも、まだ決めておりません。全く最初の段階です。しかし、流れから言えば検討する時期だということは、校長会でもお話しています。</p>
教育長	<p>各委員から、何かご報告はありませんか。</p>
教育長	<p>なければ、次に進めてよろしいでしょうか。 それでは議案に入りますが、教育委員会以外の職員も出席しておりますので、議案の順番を入れ替えまして、第28号議案から審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>第28号議案を議題といたします。事務局からの説明をよろしくお願いします。</p>
こども政策課長	<p>皆さん、こんにちは。こども政策課の川下と申します。いつもお世話になっております。 今日は、1点ご審議をお願いしたいと思います。 資料は4ページ目、第28号議案、大村市立認定こども園等の利用者負担額に関する条例の一部改正についてでございます。 次の5ページが改正条例案でございます。 平成26年12月議会で議決をいただいております子ども・子育て支援新制度で、幼稚園部分の利用者負担につきましては、市で決めた利用者負担額を適用していくこととしていますが、その上限額を変更させていただくというものでございます。 内容は、6ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。右の方が現行の条例でございますけども、4月から新制度に基づいた幼稚園、認定こども園の幼稚園部分について、所得階層別の利用料金体系に変わっております。これが、非課税世帯につきましては、現行9,100円で設定しておりますが、今回の改正でこの9,100円を3,000円に改正させていただくという中身でございます。これにつきましては、1月下旬に文部科学省で、幼児教育の無償化について教育再生会議から答申が出まして、検討がなされました。幼児教育について無料化を進めたいということで折衝があっていたんですけども、最終的には3月31日付けで政令が示されまして、3,000円に正式決定をいたしております。それに基づきまして、今回、国の基準に合わせた改正をさせていただくということでございます。ただし、すでに4月1日に施行ということになっているんですけども、具体的な料金体系は規則で定められておまして、そこを既に3,000円にしておりましたから、事実上利用者の方に変更はございませんが、条例上正式に整理をさせていただくという中身でございます。以上です。ご審議よろしく</p>

	お願いします。
教育長	何か、ご質問ございませんでしょうか。
教育長	条例を受けた規則なんですよ。法律が変わったから直接規則を改正するという考え方も成り立つんですか。
こども政策課長	基本は条例があって規則なんですが、この条例の金額が上限を設定しております。この範囲内で規則で定めるという2層構造をとっておりますものですから、そこでは3,000円と既にさせていただいていたということでございます。
教育長	他にございませんでしょうか。 無いようでしたら、質疑を終結させていただきます。 ご意見は、ございませんでしょうか。 では、採決します。第28号議案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	はい、ありがとうございます。ご異議ありませんので、原案のとおり決定することといたします。 次に、第27号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
文化振興課長	文化振興課より第27号議案の説明を申し上げます。資料の2ページをご覧ください。第27号議案、大村市民会館条例の廃止についてご審議をお願いするものでございます。 次のページをお開きください。議会に提案する議案でございますが、大村市民会館条例を廃止する条例、大村市民会館条例（昭和42年大村市条例第14号）は、廃止する。附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する、という内容でございます。 新しい図書館を整備するにあたりまして、去る3月の定例市議会におきまして、大村市民会館を平成28年3月末をもって閉館をするということを公にしたところでございます。そこで、今後の新しい図書館の整備のスケジュールから逆算をいたしましたところ、平成28年度の早い時期に市民会館の解体工事に掛かる必要があると考えております。よって、その前に解体工事の設計といった準備が必要となってきますので、今の時点で、この条例廃止について提案するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
教育長	ご質問ございませんでしょうか。 無いようですので、これで質疑を終結します。 ご意見は、ございませんでしょうか。 それでは、採決します。第27号議案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	はい、ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案のとおり決定することといたします。 次に、第29号議案を議題といたします。事務局から説明をよろしくお願いします。

文化振興課長	<p>はい。続きまして、第29号議案、資料は7ページでございます。</p> <p>第29号議案、大村市民会館の指定管理者の指定の期間の変更について、ご審議をお願いするものでございます。</p> <p>次のページをお開きください。先ほどご審議いただきました第27号議案と関連をしております、内容につきましてはここにあるとおりでございます。</p> <p>現在の市民会館は、一般財団法人大村市文化スポーツ振興財団、こちらに指定管理者を指定いたしまして、その期間を平成24年4月1日から平成29年3月31日までという5年間で定めておるところでございます。しかし、市民会館を平成28年3月末をもって閉館するとしたために、指定期間を平成24年4月1日から平成28年3月31日までに変更するものでございます。よろしくご審議お願いします。</p>
教育長	ご質問ございませんでしょうか。
教育長	指定管理は、お金がありますよね。それは、どうなるんですか。いつ予算を上げるんですか。
文化振興課長	債務負担行為の件ですね。財政課にも相談をしたんですけども、債務負担行為はいじらずに、そのままよろしいということで、協議をしております。
松尾委員	5年間分を渡したままということでしょうか。
文化振興課長	債務負担行為といいまして、5年間の枠を決めておるんですよ。ですから、5年目を払わないとなったら、5年目の分を予算上減らさなくてはいけないかということなんですけれども、予算上はそのままいいですよということでございます。
教育次長	年度契約で額を決めているんですけども、5年間の枠をとって、1年ごとに年度契約をするという形になるので、最終年度の年度契約をしないことになります。
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、質疑を終結します。</p> <p>ご意見は、ございませんでしょうか。</p> <p>採決します。第29号議案につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>はい、ありがとうございます。ご異議ございませんので、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、第30号議案を議題といたします。事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
教育総務課長	<p>9ページをお願いします。第30号議案 平成27年度大村市一般会計補正予算（第1号）を6月議会に提出したいので、その原案について審議を求めるものです。</p> <p>11ページをお願いします。教育総務課分について、ご説明をいたします。</p> <p>歳出のみとなります。10款2項1目学校管理費、補正額は、8,582千円です。小学校校舎等整備事業工事請負費に</p>

	<p>なります。</p> <p>旭が丘小学校に渡り廊下を新築するものです。工事の概要について、説明いたします。主に3つの工事を行います。</p> <p>1つ目は、本校舎とプレハブ校舎の間に渡り廊下を新設します。</p> <p>2つ目は、渡り廊下の途中に手洗い場を新設いたします。</p> <p>3つ目は、渡り廊下の横の法面の補修をいたします。</p> <p>工事が必要な理由をご説明いたします。まず、渡り廊下についてです。旭が丘小学校につきましては、今年度から障害児の特別支援学級が新設されました。それと、通常学級数が昨年度より1学級増えたことに伴い、これまで特別教室として使用しておりましたプレハブ校舎を普通教室として使用することになりました。プレハブ校舎と本校舎を行き来する通路には屋根が設置されていないため、新たに渡り廊下を新設するものです。</p> <p>手洗い場についてですけれども、手洗い場は本校舎にしかないため、プレハブ校舎の普通教室の側に新たに設置いたします。</p> <p>法面の補修については、本校舎とプレハブ校舎には約2mほどの高低差がありまして、新設をいたします渡り廊下のすぐ横の法面の土が雨等で流れており、多くの箇所ですべて崩れて落石等が発生しております。このため、法面をコンクリートで固める工事を行うものです。</p> <p>教育総務課分については以上になります。よろしく申し上げます。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>社会教育課分をご説明いたします。10ページをお願いいたします。</p> <p>歳入です。全て、社会教育課分となります。21款4項4目雑入、補正額330万円、4節補助金、助成金及び交付金、コミュニティ助成事業助成金を受け入れるものです。</p> <p>これは、一般財団法人自治総合センターが所管する宝くじの社会貢献広報事業の一般コミュニティ助成事業に採択されたので、その助成金を受け入れるものでございます。内容につきましては、歳出の方でご説明いたします。</p> <p>11ページをお願いします。歳出になります。</p> <p>2段目の10款5項1目社会教育総務費、補正額330万円、事務費等、19節負担金、補助及び交付金、説明欄のコミュニティ助成事業助成金が歳入でご説明いたしました社会教育課分となります。</p> <p>これは、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備を行う団体に助成される一般コミュニティ助成事業の採択により、大村市公民館連絡協議会のプロジェクター、スクリーン、液晶テレビ等の備品の設備費用として180万円、辻田町内会公民館用のテーブル、液晶テレビ、テント等の備品の整備費用として150万円を交付するもので、歳入で受け入れる全額を交付するものとなります。以上が補正予算についての説明となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

教育長	ご質問ございませんでしょうか。
野口委員	最初の180万円の分は、持ち回りになるんですか。
社会教育課長	事務局を社会教育課が持っておりまして、コミセンに常設します。
教育長	他、何かご質問ないですか。
江口委員	旭が丘のプレハブの件ですけども、プレハブ自体に手を入れるということはないということになるんですか。
教育総務課長	プレハブ自体には手を入れません。特別教室などが本校舎にしかありませんで、行き来するのに雨天の時は困っている状況ですので、屋根付きの渡り廊下を新設するということです。
江口委員	プレハブを特別支援の教室にということですか。
教育総務課長	もともと普通教室であったところを特別支援教室にして、プレハブを普通教室にしたということです。
江口委員	数回行ったことがあったんですが、子どもたちが上りにくいような感じがあったり、プレハブだからしょうがないんでしょうけども、教室にするにはすぐわしくない感じの作りだったので、そこは大丈夫ですか。
教育総務課長	確かに、平成11年くらいに建てたプレハブで、かなり年数も経っているかとは思いますが。実際に4月から教室として1か月くらい使われていますけども、学校側からは、特にそういった話は聞いていない状況です。
江口委員	ありがとうございます。
松尾委員	学校管理費も社会教育総務費もですけども、これが今上がってきて、1,850万円とか330万円とか額が大きいんですけど、学級が増えたとか、4月にならないとわからないからそうなったんですか。
教育総務課長	特別支援学級が新しくできると決まったのが、昨年12月の教育支援会議で新たに1年生になるお子さんが1人いるということがわかったということで、保護者との協議の中で旭が丘小学校に通学を希望したいということで、最終的には27年になって正式に特別支援学級を設置することが決まっております。このようなことから、27年度の当初予算で対応ができなかったということで、今回補正予算に計上させていただいてるところでございます。
社会教育課長	コミュニティ助成事業につきましては、昨年の10月に申請をしておりました。その決定を受けたのが今年の4月になってからということで、当初予算に間に合わなかったということでございます。
教育長	他、ございませんでしょうか。 それでは、質疑を終結します。 ご意見は、ございませんでしょうか。 採決します。第30号議案につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	はい。
教育長	はい、ありがとうございます。ご異議ありませんので、原案

	<p>のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、第31号議案を議題といたします。事務局から説明方 お願いします。</p>
社会教育 課長	<p>12ページをお願いいたします。第31号議案大村市社会教育委員の委嘱についてです。社会教育法第15条第2項の規定により、大村市社会教育委員の委嘱について、教育委員会の審議を求めるものです。</p> <p>委員の氏名等は、記載のとおりでございます。委員の任期は、大村市社会教育委員条例第2条第4項の規定により、平成27年5月24日から平成29年5月23日までの2年間となります。</p> <p>今回は、任期満了での改選となっております。9名中3名の方が新任となっております。</p> <p>大村市社会教育条例第2条第1項の規定によりますと、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者の内から教育委員会が委嘱するものとされており、委員名簿の上から6名の方が関係団体からの推薦を受けており、学校教育が1名、社会教育が3名、家庭教育が2名となっております。学識経験者は、下から3名の方となっております。</p> <p>以上が大村市社会教育委員についての説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
教育長	<p>ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>無いようでしたら、これで質疑を終結します。</p> <p>ご意見は、ございませんでしょうか。</p> <p>採決します。第31号議案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>ありがとうございます。ご異議ありませんので、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>定例会に付議する議案は、以上でございます。</p>

◎自由討論として

夜間中学について意見が述べられた。

◎協議報告事項として

学校教育課長から、教科書採択（日程等）及び中総体・運動会の訪問日程について報告があった。

○次回以降の定例教育委員会開催の確認

6月定例教育委員会 6月11日（木） 13時30分～

教育長	協議・報告事項等は以上です。 これを持ちまして平成27年5月教育委員会定例会を終了します。14：30
-----	---